平成２４年（フ）第２４００号
大阪市城東区諏訪４丁目２番25―102号
債務者　毛利　克已
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４２２号
大阪府吹田市南吹田５丁目３番29号
債務者　萩原　恵子（旧姓宇根）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４２３号
大阪府豊中市服部西町４丁目５番１―209号
債務者　萩本喜美子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４３９号
大阪市大正区千島３丁目９番５―503号
債務者　田村　千里
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４４６号
大阪府八尾市南木の本５丁目44番地　コーポ木本203号
債務者　伊藤　博幸
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４４７号
大阪府吹田市泉町１丁目13番12号
債務者　平田　賢司
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４５９号
大阪府東大阪市若江南町２丁目２番32―801号
債務者　川野　生次
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１３号
兵庫県西宮市上甲子園２丁目10番10号
債務者　矢野クリーニングこと　矢野　憲夫
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４９号
兵庫県尼崎市金楽寺町１丁目４番30―803号
債務者　藤﨑　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３７７号
佐賀県佐賀市開成１丁目６番107―45号
債務者　末次　　愛
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８４号
佐賀県佐賀市日の出１丁目13番３号
債務者　石井　博隆
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０２号
佐賀県鳥栖市本鳥栖町1498番地５レオパレス栖204
債務者　玉津　幸秀
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
佐賀県小城市三日月町金田1304番地20
債務者　古野塗装こと　古野　克則
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４３号
佐賀県小城市牛津町上砥川284番地
債務者　村山　福代
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉920番地４
債務者　今泉建設こと　今泉　　健
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６１号
佐賀県佐賀市川副町大字小々森1211番地６
債務者　田中　敏孝
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７０号
佐賀県小城市芦刈町永田3191番地１
債務者　溝口　数雄
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３号
大分県国東市武蔵町古市400番地21
債務者　秦　　政幸
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係